

先生各位

## 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 1101001 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《適用日》 平成 16 年 11 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	改正後の注釈	
Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定	1,200 点 血液学的検査 (135 点)	「D016」細胞機能検査の「9」
	<p>ア Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定は、区分「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）（注を除く。）に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「2」の血液学的検査判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D016」細胞機能検査の「9」を算定できる。 なお、区分「D025」基本的検体検査実施料の「注2」に掲げる検体検査には含まれない。</p> <p>イ Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定は、TMA 法により測定した場合に限り算定できる。</p>	
抗 IA-2 抗体精密測定	230 点 生化学的検査 (134 点)	「D008」内分泌学的検査の「18」
	<p>ア 抗 IA-2 抗体精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「18」に準じて算定できる。</p> <p>イ 抗 IA-2 抗体精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「12」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（GAD）抗体価精密測定の結果、陰性が確認された 30 歳未満の患者に対し、インスリン依存型糖尿病（IDDM）の診断に用いた場合に算定する。 なお、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「12」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（GAD）抗体価精密測定の結果、陰性が確認された 30 歳以上の患者に対して算定する場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。</p>	

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
淋菌核酸増幅同定 精密検査	240点 微生物学的検査 (150点)	D023 微生物核酸同定・ 定量検査の「3」	SDA法
	<p>ア 「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査と「2」の淋菌核酸同定精密検査、区分「D012」の「18」の淋菌同定精密検査又は区分「D018」細菌培養同定検査等を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。</p> <p>イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅とEIA法による検出、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。</p>		
クラミジアトラコマチス 核酸増幅同定検査	240点 微生物学的検査 (150点)	D023 微生物核酸同定・ 定量検査の「3」	SDA法
	<p>「3」のクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査と「2」のクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査又は区分「D012」感染症血清反応の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。</p> <p>なお、クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はSDA法による。</p>		

TMA : Transcription-Mediated Amplification

SDA : Strand Displacement Amplification